

令和8年8月17日開催
総務委員会協議会資料
消防本部消防総務課

第4次亀山市消防力充実強化プラン (骨子案)

令和8年8月
亀山市消防本部

目次

1	はじめに	1
	（１）策定の趣旨	1
	（２）プランの役割と位置付け	2
	（３）プランの計画期間	2
2	第３次亀山市消防力充実強化プランの成果指標の達成状況	3
	（１）第３次亀山市消防力充実強化プランの成果指標に対する実績値	3
	（２）第３次亀山市消防力充実強化プランの成果指標の達成状況	4
3	プランの基本的な考え方	5
	（１）基本理念	5
	（２）施策の大綱	6
	（３）基本施策	7
	（４）体系図	9

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

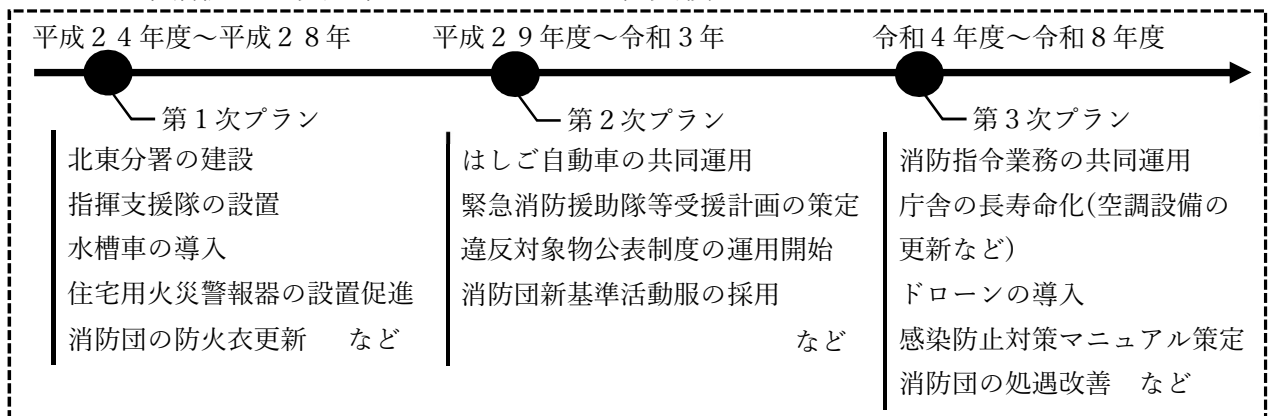
本市消防本部では、亀山市総合計画の消防分野における計画として、平成24年度に「第1次亀山市消防力充実強化プラン」を策定して以降、計画に基づく消防力の充実強化に取り組んできました。

一方、近年では、新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）をはじめ、静岡県熱海市の土石流災害、能登半島地震、令和8年熊本地震等が発生し甚大な被害をもたらしたほか、令和7年度には、岩手県大船渡市など、各地で大規模な林野火災が相次いで発生しました。このような中、本市における令和7年の各種災害については、火災件数が35件、救急件数が2,723件、救助件数が36件であり、特に救急件数は令和3年から約600件増加しています。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震、多種多様な救急需要への対応や、火災を未然に防止する火災予防対策など、市民の生命・身体・財産を守る消防の果たすべき役割はますます重要となっています。

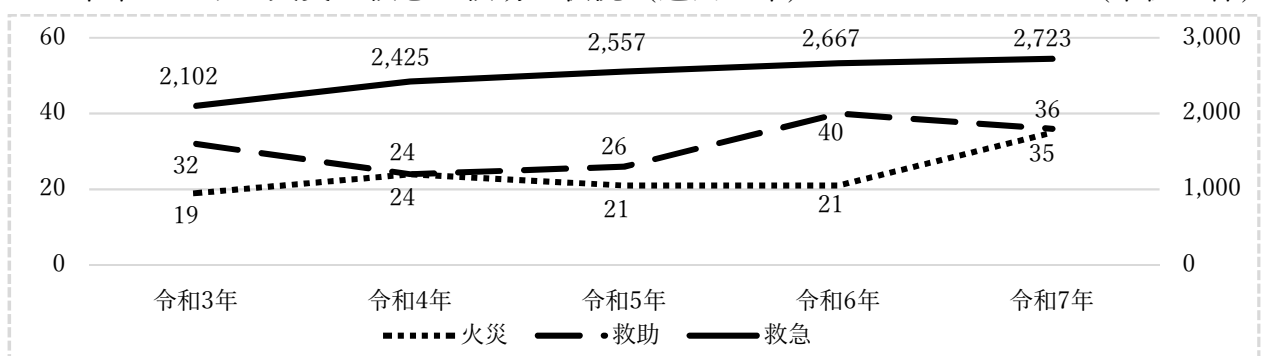
こうした背景の中、「第3次亀山市総合計画」に掲げる消防力・地域安全の充実の実現に向けた取組を着実に推進するため、目指すべき姿を描き、「第4次亀山市消防力充実強化プラン」（以下「本プラン」といいます。）を策定します。

ア 亀山市消防力充実強化プランの主な取組実績



イ 本市における火災・救急・救助の状況（過去5年）

（単位：件）



(2) プランの役割と位置付け

本プランは、本市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、消防本部の方向性を明らかにするものとして策定します。

また、消防組織法（以下「法」といいます。）第4条第2項第15号に基づく、消防計画及び「第3次亀山市総合計画」の消防分野における施策の方向を具現化するための計画として位置付けます。

なお、“誰一人取り残すことがない”安心できるまちづくりを目指して、本プランを「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取組としても位置付けます。

ア 消防組織法第1条

（消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

イ 関連する持続可能な開発目標



(3) プランの計画期間

本プランの計画期間は、「第3次亀山市総合計画」前期基本計画に掲げる施策を踏まえ、策定、管理及び評価を行うため、令和9年度から令和12年度までの4年間とします。また、社会情勢の変化や法令改正などがあった場合は、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

ア 第3次亀山市総合計画と第4次亀山市消防力充実強化プランの計画期間

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
第3次亀山市総合計画【8年間】								次期
前期基本計画【4年間】				後期基本計画【4年間】				次期
3次	第4次プラン【4年間】				次期プラン(想定)【4年間】			

2 第3次亀山市消防力充実強化プランの成果指標の達成状況

(1) 第3次亀山市消防力充実強化プランの成果指標に対する実績値

第3次亀山市消防力充実強化プランでは、「市民の安心を支える消防力の充実強化」という基本理念を実現するために、4つの施策の大綱を掲げて推進してきました。施策の大綱ごとに設定した成果指標に対する実績値は次のとおりです。

ア 施策の大綱1 消防体制の充実強化

成果指標名		単位	計画策定時 R3 年度	目標値 R8 年度	実績値 R7 年度
1	火災現場活動に関する平均所要時間 (現場到着から放水開始まで)	分/秒	5'10	4'00	5'54"
2	有資格者の配置率	%	91.8	100	100
3	公務災害発生件数(消防職員)	件	0	0	1

イ 施策の大綱2 火災予防体制の充実強化

成果指標名		単位	計画策定時 R3 年度	目標値 R8 年度	実績値 R7 年度
4	延焼件数	件	3.0	2.7	3.4
5	一般住宅の火災件数	件	3.4	3.06	1.8
6	事業所等の火災件数	件	2.0	1.8	4.4

ウ 施策の大綱3 救急体制の充実強化

成果指標名		単位	計画策定時 R3 年度	目標値 R8 年度	実績値 R7 年度
7	実施基準評価適切率	%	100	100	100
8	市民による心肺蘇生法実施率	%	43.0	57.0	54.8

エ 施策の大綱 4 消防団体制の充実強化

成果指標名		単位	計画策定時 R3 年度	目標値 R8 年度	実績値 R7 年度
9	消防団行事・訓練参加率	%	64.5	74.5	60.99
10	災害動員可能率	%	94.2	100	93.73
11	公務災害発生件数(消防団員)	件	0	0	0

(2) 第3次亀山市消防力充実強化プランの成果指標の達成状況

第3次亀山市消防力充実強化プランでは、11項目の成果指標を設定して取り組みました。

施策の大綱1「消防体制の充実強化」では、有資格者の配置率で目標を達成することができました。一方、人命救助を最優先に活動した事案や二次災害防止を優先して活動した事案があったことから、火災現場活動に関する平均所要時間（現場到着から放水開始まで）は遅延しています。また、公務災害発生件数（消防職員）においても、若干発生しており、課題が残る結果となりました。

施策の大綱2「火災予防体制の充実強化」では、一般住宅の火災件数は目標値を達成したものの、延焼件数、事業所等の火災件数ともに増加する結果となりました。

施策の大綱3「救急体制の充実強化」では、実施基準評価適切率で目標値を達成しました。一方、市民による心肺蘇生法実施率は、計画策定値より向上したものの、目標値には届かない結果となりました。

施策の大綱4「消防団体制の充実強化」では、公務災害発生件数（消防団員）は目標値を達成したものの、消防団行事・訓練参加率及び災害動員可能率において、低値となりました。

3 プランの基本的な考え方

(1) 基本理念

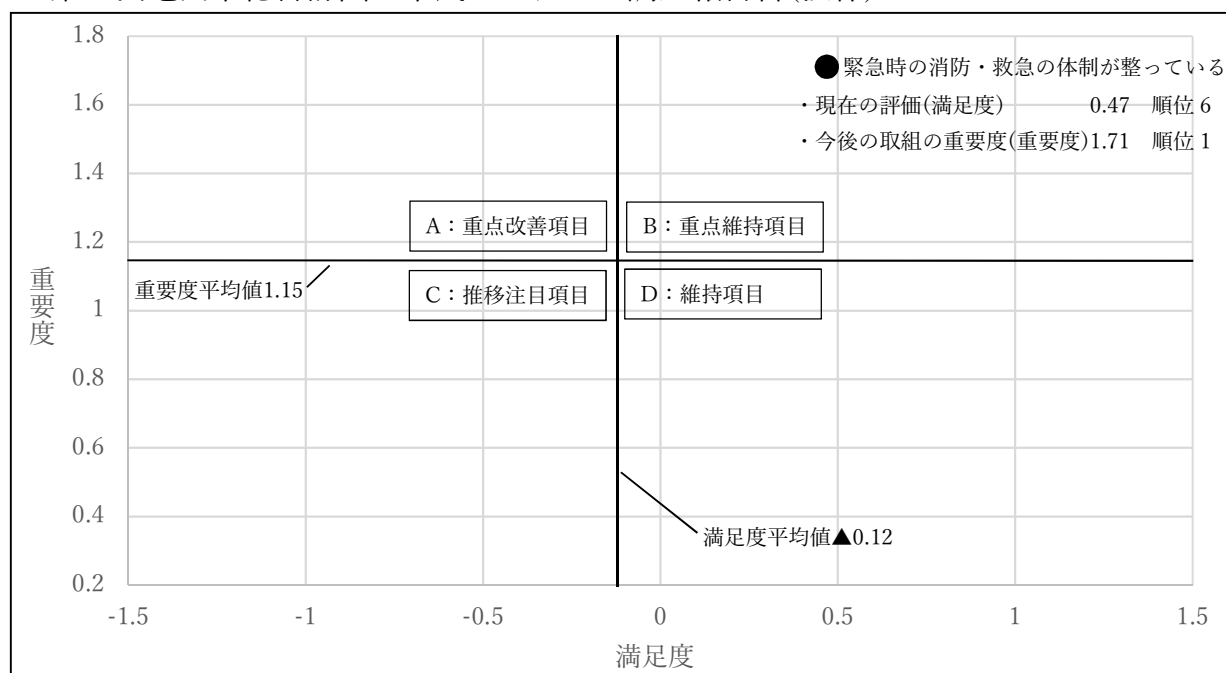
本プランは、本市消防本部の方向性を明らかにするものであることから、基本理念を掲げ、中長期的な展望を図ることとします。

消防は、法第1条において、消防の任務が規定されており、施設や人員を活用して、火災等の災害を予防するとともに、災害による被害を軽減し、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこととされています。

しかしながら、災害は大規模化、複雑多様化し、全国で多くの人的・物的被害が生じています。第3次亀山市総合計画の策定に当たっての市民アンケート調査報告書や、近年の災害事例を通じて、市民の消防への期待も高くなっていると捉え、今後も市民の安心を支え続けるためには、消防力の充実強化を継続する必要があることから、本プランでは次の基本理念を掲げて施策の展開を図ります。

《基本理念》 「市民の安心を支える消防力の充実強化」

ア 第3次亀山市総合計画 市民アンケート調査報告書(抜粋)



高い ↑ 重要度 ↓ 低い	A 重点改善項目 市民が重要と感じている項目でありながら満足度が低い。重点的に課題解決に取り組む必要がある項目。	B 重点維持項目 市民が重要と感じており、満足度も高い。現在の施策水準を維持又は増進していく必要がある項目。
	C 推移注目項目 市民は重要と感じていない項目で満足度も低い。事業の必要性の検証や内容の見直し等の改善が必要となる項目。	D 維持項目 市民は重要と感じていない項目であるが満足度は高い。事業の必要性を検証し、満足度を維持していく項目。
	低い ← 満足度 → 高い	

(2) 施策の大綱

本プランでは、基本理念の実現に向けた施策の大綱を掲げ、総合的な施策の推進を図ります。

施策の大綱は、第3次亀山市総合計画及び消防の任務である法第1条に沿った体系とします。同条における趣旨として、「施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護する」とされていることから、消防体制の充実強化を施策の大綱1とします。また、「水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する」とされていることから、防火対策の推進を施策の大綱2とします。さらに、「災害等による傷病者の搬送を適切に行う」とされていることから、救命率の向上を施策の大綱3として、3本の柱で施策の大綱を構築します。

なお、第3次亀山市消防力充実強化プランでは、4本の柱で大綱を構築しており、消防団体制の充実強化を個別の大綱として位置付けていましたが、本プランでは、大綱1 消防体制の充実強化において、常備・非常備双方の消防体制の充実強化に一体的に取り組むこととし、一本化します。

また、施策の大綱ごとに現状と課題を整理します。

ア 施策の大綱ごとの現状と課題

施策の大綱	現状と課題
1 消防体制の充実強化	各種の災害に対応するため、消防職員の人材育成に取り組むほか、消防指令業務の共同運用を契機とした津市消防本部及び鈴鹿市消防本部との更なる連携の強化、消防施設・設備の計画的な整備・更新、消防庁舎の長寿命化等を進めています。今後も引き続き、火災や南海トラフ地震をはじめとする自然災害時に迅速・的確な対応ができるよう、職員の教育訓練や装備の更なる充実をはじめ、広域連携体制の充実、適切な施設・設備管理、消防水利の充足率向上に取り組むことが必要です。 一方、地域における消防防災体制の中核的存在である消防団については、消防団活動を広くPRするとともに、教育機関への団員の派遣や、団員が使用する装備の充実により消防団活動の強化を図っていますが、社会構造の変化による団員の充足率の低下や各分団の活動拠点となる施設の老朽化が進んでいることから、これらへの対応が必要です。
2 防火対策の推進	地域における防火の取組を促進するため、自治会が設置する消防用設備の設置費等の一部を補助するとともに、住宅用火災警報器の設置調査や一人暮らし高齢者世帯への防火訪問等を行っています。

	今後も、地域における防火対策を支援するとともに、将来の地域防災を担う人材の育成や防火協力団体と連携した火災予防の普及啓発を推進し、地域全体の防火体制を強化することが必要です。また、市民や働く人が建物を安全・安心に利用できるよう、事業所等への立入検査を定期的実施し、防火管理体制や、消防設備の維持管理等の不備について適切な指導を行う必要があります。
3 救命率の向上	救命率を向上させるため、救急救命士の養成及び実習をはじめ、三重大学医学部附属病院ハイブリッドワークステーションへの研修派遣等により、救急隊員の知識・技術の向上と、医療機関との連携強化を図っています。今後も、救急需要の増加、救急業務に求められるニーズの多様化へ対応するとともに、バイスタンダーによる応急手当が実施されるよう取り組む必要があります。

(3) 基本施策

施策の大綱を推進するために、第3次亀山市総合計画に沿った基本施策、施策の方向を設定し、具体的な展開を図ります。

ア 第3次亀山市総合計画に沿った基本施策、施策の方向

●施策の大綱 1 消防体制の充実強化

施策の方向 (第3次亀山市総合計画より)		基本施策	施策の方向
各種災害に対応するため、消防職員の人材育成や関係機関との連携強化に取り組むとともに、計画的な施設・設備の充実のほか、消防庁舎の適切な維持管理を図ります。	➤	1 消防活動体制の充実	◆消防・救助活動の充実 ◆消防施設・装備の整備
火災や救急、災害等の緊急時に的確に対応できるよう、消防指令業務の共同運用に伴い、津市・鈴鹿市との連携を強化し、災害対応力の向上を図ります。	➤	2 広域的な災害対応力の向上	◆他市消防本部等との連携
消防団の活動を強化するため、加入促進をはじめ、研修派遣や装備の充実に取り組むほか、地域の実情に応	➤	3 消防団活動体制の強化	◆消防団活動の充実 ◆消防団施設・装備の整備

じた組織づくりと施設の適正な配置を推進します。

◆消防団組織の再編

●施策の大綱2 防火対策の推進

施策の方向 (第3次亀山市総合計画より)		基本施策	施策の方向
自治会に対して消防用設備の設置等を支援するほか、一人暮らし高齢者世帯への防火訪問や火災予防のイベント等を通じて、住宅の防火対策を促進します。	▶	1 地域消防力の向上	◆自主防火活動の促進 ◆住宅防火対策の推進
防火対象物、危険物施設に対して定期的に立入検査を実施し、火災等の被害を未然に防止します。	▶	2 事業所等の安全対策の推進	◆防火対象物の防火対策 ◆危険物施設の保安対策
少年期から消防・防災に関する知識を身に付けることにより、将来の地域防災を担う人材を育成します。	▶	3 地域防災を担う人材の育成	◆防火推進団体との連携 ◆将来の地域防災を担う人材の育成

●施策の大綱3 救命率の向上

施策の方向 (第3次亀山市総合計画より)		基本施策	施策の方向
救急活動の迅速化・円滑化を図るため、救急隊員の知識・技術の向上や関係機関との連携強化に努めます。	▶	1 救急活動体制の強化	◆救急活動の充実 ◆関係機関等との連携
救命率向上のため、応急手当普及員等を養成し、幅広い年齢層に対して救急講習等の取り組みを推進するほか、救急車の適正利用について啓発します。	▶	2 市民による救命率向上の推進	◆応急手当体制の充実 ◆救急思想の普及啓発

(4) 体系図

《基本理念》 「市民の安心を支える消防力の充実強化」

【施策の大綱】

基本施策

◆施策の方向

消防体制の 充実強化	1 消防活動体制の充実	◆消防・救助活動の充実 ◆消防施設・装備の整備
	2 広域的な災害対応力の向上	◆他市消防本部等との連携
	3 消防団活動体制の強化	◆消防団活動の充実 ◆消防団施設・装備の整備 ◆消防団組織の再編
防火対策の 推進	1 地域消防力の向上	◆自主防火活動の促進 ◆住宅防火対策の推進
	2 事業所等の安全対策の推進	◆防火対象物の防火対策 ◆危険物施設の保安対策
	3 地域防災を担う人材の育成	◆防火推進団体との連携 ◆将来の地域防災を担う人材の育成
救命率の 向上	1 救急活動体制の強化	◆救急活動の充実 ◆関係機関等との連携
	2 市民による応急手当体制の充実	◆応急手当体制の充実 ◆救急思想の普及啓発